

子ども・子育て支援新制度 について

平成25年11月11日

紀の川市子ども・子育て会議

1. 子ども・子育て支援新制度の目的

- 質の高い幼児期の学校教育や保育を総合的に提供
- 保育の量的拡大と確保
- 地域の子ども・子育て支援の充実

2. 子ども・子育て関連3法

平成24年8月 下記の子ども・子育て関連3法が成立

- 子ども・子育て支援法

- 新) 認定こども園法

(就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)

- 児童福祉法等関連法の改正

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

3. 子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て支援給付

■施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所(園)

■地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

■児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

■地域子育て支援拠点事業

■一時預かり

■乳児家庭全戸訪問事業

■妊婦検診

■養育支援訪問事業(要支援・要保護児童 党の支援)

■子育て短期支援事業

■延長保育事業

■ファミリー・サポート・センター事業

■病児・病後児保育事業

■放課後児童クラブ

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

■多様な主体の参加促進事業

4. 子ども・子育て支援新制度施行まで

- 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 条例制定
- 子ども・子育て支援事業計画策定
 - ・ 平成27年度から5カ年を期間とした計画の策定
 - ・ 平成25年度ニーズ調査
 - ・ 平成26年度計画策定
- 関係条例整備
 - ・ 保育等認定基準等を定める。

5. 国による子ども・子育て支援新制度に関する資料

次項参照